

周南市新南陽総合支所 施設分類別計画



令和 7 (2025) 年 3 月

周 南 市

目 次

第 1 章 本計画の目的.....	1
第 2 章 施設の設置目的と経緯.....	1
第 3 章 対象施設の一覧.....	1
第 4 章 施設の現状と課題.....	3
第 5 章 今後の施設の方向性.....	5
第 6 章 計画期間.....	6
参考資料.....	7

第1章 本計画の目的

周南市新南陽総合支所施設分類別計画（以下、「本計画」という。）は、本市の「新南陽総合支所」及び「防災倉庫」について、今後の施設の方向性を示すものです。

第2章 施設の設置目的と経緯

（1）設置目的

新南陽総合支所は、地域における行政サービスの拠点として、各種証明書の発行や、申請手続き等のサービスを提供しているほか、地域づくりの支援や防災対策などの機能も有しています。また、本庁と地域をつなぐパイプとしての役割も果たしています。

（2）経緯

新南陽総合支所は、建築後50年以上が経過し、老朽化が進み耐震性が不足していたことから、平成27（2015）年3月に、市民の安心・安全の確保及び利便性の向上を図るため、現敷地内での建替えを基本とした「新南陽総合支所及び西消防署庁舎整備基本構想」を公表しました。

その後、平成28（2016）年2月に基本構想（整備計画）の見直しを行い、市民の安心・安全の確保を最優先とするため、西消防署を先行して整備することとし、新たな西消防署の建設位置は、新南陽総合支所を解体した後の跡地に決定しました。

平成30（2018）年8月には、イオンタウン周南の一室を仮庁舎として運営を開始しました。

令和2（2020）年3月には、「新南陽総合支所整備に関する基本的な方針」を示し、地域の安心安全を守る防災拠点となるコンパクトで機能的な行政事務所を、旧新南陽総合支所の敷地内に建設することを示しました。

令和5（2023）年9月に建設工事に着手し、令和6（2024）年12月に完成しました。

第3章 対象施設の一覧

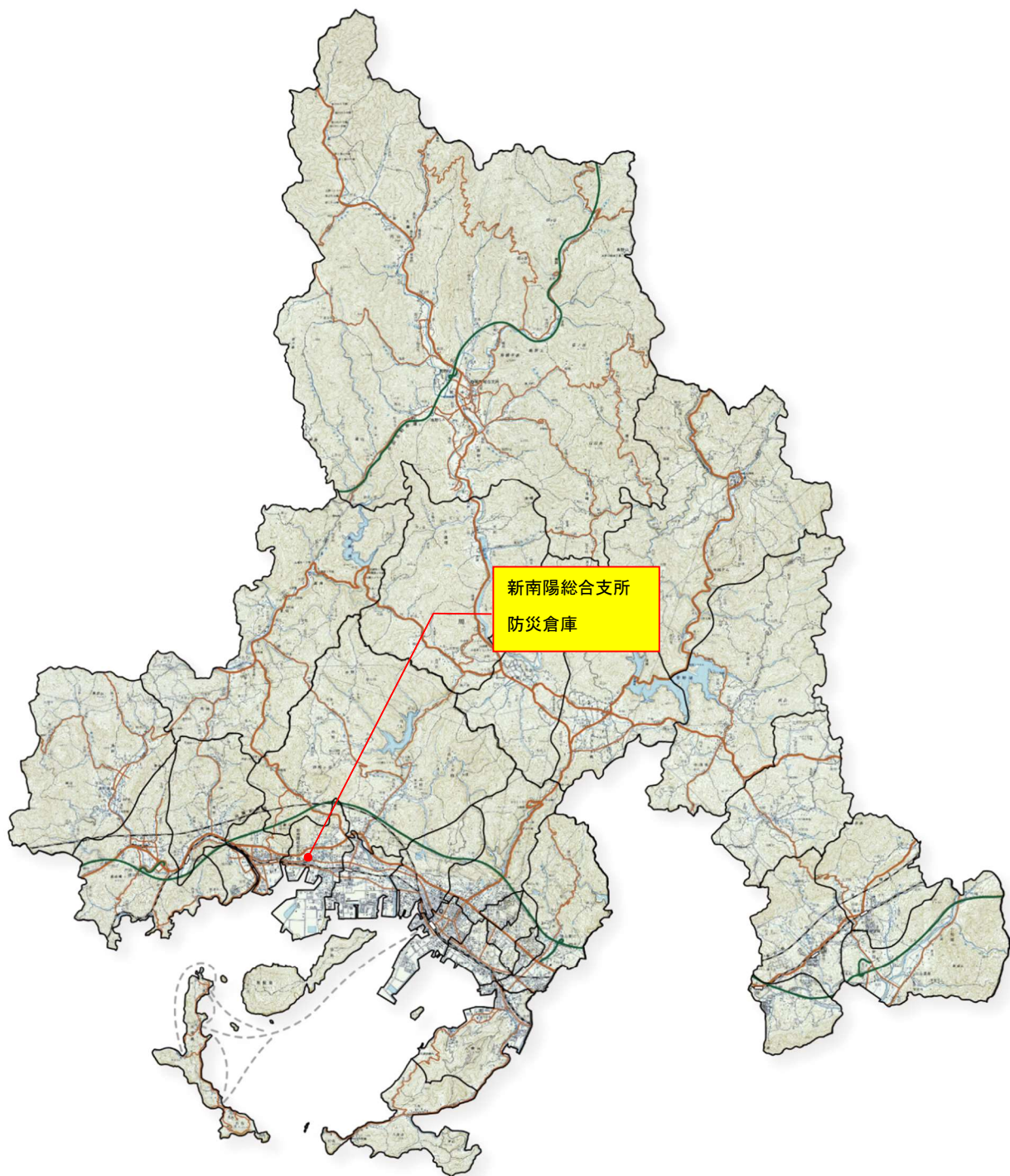
本計画の対象となる施設及び位置は次のとおりです。

なお、本計画の対象となる施設は、新南陽総合支所地域政策課が所管します。

図表1 対象施設の一覧

No.	施設分類	施設名	所在地	地域	利用圏域
1	事務庁舎等	新南陽総合支所	富田一丁目1番1号	富田西	準広域
2	事務庁舎等	防災倉庫	富田一丁目3943番2	富田西	準広域

図表2 施設位置図



第4章 施設の現状と課題

(1) サービスの現状と課題

新南陽総合支所には、地域政策課、市民福祉課のほか、教育委員会事務局新南陽総合出張所および選挙管理委員会事務局新南陽総合支局の機能があります。

新南陽総合支所では、住民票や印鑑登録証明書、戸籍や税に関する証明書の発行、保険年金・保健福祉に関する業務、自治会や地域づくりに関する業務などを行っています。また、総合支所だけでは完結できない業務については、所管課との連携により対応をしています。

新南陽総合支所の所管区域は、「平成15年4月20日における新南陽市の区域」ですが、所管区域以外から来庁される市民も多く、行政サービス提供の拠点施設として欠かせないものになっています。

仮庁舎での利用者数の推移は、次のとおりです。社会情勢の変化や選挙の有無等によって、来庁者数の増減はありますが、今後も同程度の来庁者数を見込んでいます。

図表3 利用者数の推移（仮庁舎での実績）

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
来庁者数	45,803人	33,165人	38,018人	58,445人	44,249人

防災倉庫を新たに建築し、防災用の資機材や、食料・飲料水を備蓄しています。災害時に迅速に対応できる体制を維持していく必要があります。

(2) 建物の現状と課題

建物の現状は次のとおりです。なお、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた建物の現状は、巻末に【参考資料 1】として添付します。

図表4 建物の現状一覧

↓ 点数が高いほど劣化が進行													
No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物						R6自主点検結果				
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリー の状況	ハザードマップの状況			
										該当	土砂	洪水	津波
1	新南陽総合支所	915.16	915.16	2024	RC /50年	未経過	新耐震	9.80	全部対応	なし			
2	防災倉庫	148.30	148.30	2024	S /31年	未経過	新耐震	9.70	全部対応	なし			

- * 自主点検は毎年実施
- * 構造：SRC(鉄骨鉄筋コンクリート造)、RC(鉄筋コンクリート造)、S(鉄骨造)、W(木造)
- * 法定耐用年数：減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)において、構造や用途によって記載のもの

新南陽総合支所・防災倉庫ともに築1年未満であり、当面は修繕の必要はありませんが適切に維持保全をしていく必要があります。

第5章 今後の施設の方向性

(1) 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

その後、施設の築年数に応じて、次のとおり、今後10年以内に優先的に取り組むべき施設を検討します。

- ① 建築後60年以上の施設の優先度は、A（非常に高い）
- ② 建築後30年以上60年未満の施設の優先度は、B（高い）
- ③ 建築後10年以上30年未満の施設の優先度は、C（比較的高くない）
- ④ 建築後10年未満の施設の優先度は、D（高くない）

この一次評価は、施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況などから結果を導き出すものであり、最終的な判断・決定にあたっての材料とします。

一次評価を実施したところ、施設の方向性は、継続利用となりました。

なお、一次評価の検討内容等の詳細は、巻末に【参考資料2】として添付します。

(2) 総合評価

1) 基本的な考え方

新南陽総合支所は、新南陽地区のサービスの拠点となる重要な施設であり、築1年未満であることから「継続利用」となりますが、今後、築年数の経過と共に修繕の必要性も高まってくると考えられることから、不具合が発生してから事後対応を取るのではなく、改修の優先順位付けを行い、適切な予防保全を実施していく必要があります。

2) 具体的な方針

今後の具体的な方針は次のとおりです。なお、以下の内容は、本計画の対象施設の現況を踏まえた現時点の想定であり、今後の社会経済情勢の変化や財政事情等により、見直しを行うことがあります。

図表5 具体的な方針と実施時期（予定）

No.	施設名	主たる建物							一次評価		総合評価	対策の内容(大規模修繕・改修、更新、解体等)				
		築年数	構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況	取組の優先度	結果		R7	R8	R9	R10	R11
1	新南陽総合支所	1	RC 50	未経過	新耐震	9.90	全部対応	なし	高くない	「継続利用(現状維持)」	継続利用					
2	防災倉庫	1	S 31	未経過	新耐震	10.00	全部対応	なし	高くない	「継続利用(現状維持)」	継続利用					

第6章 計画期間

本計画の計画期間は、令和16(2034)年度までとします。

なお、施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて本計画を見直すこととします。

【参考資料 1（第 4 章関係）】 建物の現状一覧（詳細）

第 4 章に記載した建物の現状について、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた内容は次のとおりです。

図表6 建物の現状一覧（詳細）

↓ 点数が高いほど劣化が進行																																												
No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物																																									
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	R6自主点検結果																							バリアフリー の状況		ハザードマップの状況											
								1.構造 部材	2.外壁、防水			3.扉、窓		4.床、階段		5.壁、天井		6.附帯設備			7.敷地	1.電気設備										2.機械設備					総合劣化度	対応	該当	土砂	洪水		高潮	津波
								基礎	屋根	ドレン・ とい	外壁・ ひさし	扉	窓	防火戸	床仕上	階段	内壁	天井	擁壁	門扉	その他	分電盤	照明器具	その他	その他	外灯	非常用照明	電源口誘導灯	エアコン	排気設備	換気設備	屋内消火栓	給排水配管	その他	タンク類	衛生器具								
1	新南陽総合支所	915.16	915.16	2024	RC /50年	未経過	新耐震	A	A	A	A	A	A	—	A	A	A	A	—	A	A	A	A	—	A	A	—	A	A	—	A	A	—	A	9.80	全部対応	なし							
2	防災倉庫	148.30	148.30	2024	S /31年	未経過	新耐震	A	A	A	A	A	—	A	A	A	A	—	A	A	A	—	A	—	—	—	—	—	—			9.70	全部対応	なし										

＊ 自主点検結果

- ・自主点検による劣化度を建物の部位ごとにA～Cで判定する。
A:劣化がなく建物の利用に支障なし
B:劣化はあるが建物の利用に支障なし
C:劣化があり建物の利用に支障が生じている又は生じるおそれがある
- ・総合劣化度:建物の築年数、構造、自主点検による劣化度を考慮した、その時点における建物の状況を示す。点数が高い施設ほど、劣化が進んでいる。

【参考資料2（第5章関係）】一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

●個々の施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という4つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性がある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

視点	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ	
		サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性がある	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設が存在 存在しない ⇒	◇ 民間譲渡 ◇ 廃止
		◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い		存在する ⇒	
		◇ 法律等による設置義務付けなし			
		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する	◇ サービス存続	◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する	⇒ 共同利用
サービス水準の適正化	「施設の量（数、面積）は現状のままでよいのか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模（延床面積）の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 設置目的の意義が低下している	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 廃止
		◇ 利用実態が設置目的に即していない		建築から30年未満の施設	
		◇ サービス内容が設置目的に即していない		◇ 利用圏域 地域以外 ⇒ 地域 ⇒	
		◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合による施設数の削減	⇒ 統廃合 ⇒ 継続利用（規模縮小）
サービス配置の適正化	「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか？」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 今後の利用者数が減少見込み		統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒	
		◇ 同種、類似の市施設が存在		統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒	
		◇ 複合化（集約化）の検討	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 複合化（集約化）
		◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・ サービス内容の重複 ・ 貸館の稼働率	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 複合化（共用化）
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができないか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない	◇ 多目的化
		◇ 今後の利用者数が減少見込み			
		◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い			
		◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	◇ サービス存続 ※受益者負担の割合の妥当性が低い場合		◇ 民間活力の拡大（指定管理、PFI/PPP） ◇ 受益者負担の見直し

これらの検討により、導き出される個々の施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化(集約化)	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化(共用化)	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用(現状維持)	現状維持のまま継続的に利用します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
継続利用(規模縮小)	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡(売却)します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

図表7 一次評価結果

項番	施設名	(1)サービス主体の適正化										(2)サービス水準の適正化																																			
		(1)-1 ・民間によるサービス提供の事例がある					(1)-2 ・市内に同様のサービスを提供する国県の施設がある ・周辺自治体で、周南市からアクセスの良い場所に同様のサービスを提供する公共施設がある					(2)-1 施設本来の目的が達成されている、施設整備当時と状況が変化している					(2)-2 ・施設の利用が少ない、利用者・対象者の減少が見込まれる ・同種施設が複数配置されている																														
		代替性 民間参入 ①		代替性 民間参入 ③		公共性 必需性 ③	有効性 互換性 ②					有効性 互換性 ②		有効性 互換性 ③				公共性 公益性 ①		公共性 公益性 ②		公共性 公益性 ③		建築 経過 年数 (R7.4.1時 点)	有効性 互換性 ①				有効性 利用度 ①	有効性 利用度 ③	有効性 互換性 ②																
		行政以外に サービスを提供する 民間事業者等の 存在を確認し、 民間参入の 可能性はどうか。		市が施策を推進する にあたって、市が自ら 運営主体として関与 しなければならない 施設かどうか。		法律等により 設置が義務づけ られているか。	利用圏域 の中で、同種、 類似の施設は 存在するか。 (県施設、民間 施設も含む。)		市有 or 他官公庁 or 民間	評価結果			利用圏域 の中で、同種、 類似の施設は 存在するか。 (県施設、民間 施設も含む。)		市有 or 他官公庁 or 民間	対象施設		補助金などの 代替施策で 対応できる ものか。			評価結果			今日の視点から、 設置目的の意義が 低下していないか。		利用実態が 設置目的に即した ものとなっているか。		サービス内容が 設置目的に 即したものに なっているか。			当該施設の 利用実態から、 利用圏域は どうか。		評価結果		前年度までの 過去3年間の 利用者数の 推移はどうか。		今後の人口減少 社会にあって、 利用者数の 見込みはどうか。		利用圏域 の中で、同種、 類似の施設は 存在するか。 (県施設、民間施 設も含む。)			市有 or 他官公庁 or 民間	対象施設		評価結果		
1	新南陽総合支所	可能性はない		関与する必要が高い		設置が義務付けられている	存在しない						存在しない					対応不可能						低下していない		設置目的に即している		設置目的に即している		1	準広域				非該当		非該当		存在しない								
2	防災倉庫	可能性はない		関与する必要が高い		義務付けられていない	存在しない						存在しない					対応不可能						低下していない		設置目的に即している		設置目的に即している		1	準広域				非該当		非該当		存在しない								

項番	施設名	(3)サービス配置の適正化										(4)事業手法の適正化						検討結果一覧表														一次評価結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		(3)-1 ・複数のサービスを集約することで施設の魅力向上が期待される(利用者が共通、提供サービスに関連性がある、世代間の交流が生まれる、他地域との交流が生まれる など)					(3)-2 ・施設分類が異なるほかの施設で、同様のサービスを提供している ・同様の建物やスペースを利用して目的や内容が異なるサービスを提供している					(3)-3 ・施設が比較的新しくスペースに余裕がある					(4)-1 ・公共施設に係るコストが増加傾向にある等、コスト効率が悪いと判断される ・市が直接運営する必要は無く、民間参入が可能であり、その効果が期待できるか						A：統廃合	B：複合化（集約化）	C：複合化（共用化）	D：多目的化	E：継続利用（現状維持）	F：継続利用（規模縮小）	G：共同利用	H：廃止	I：転用		J：民間譲渡	K：地域移譲	民活の拡大	受益者負担の見直し																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		サービス集約のメリット (メリットあり or 空欄)	建築経過年数 (R7.4.1時点)	評価結果		同地域内で、施設分類が異なるが同様のサービスを提供している施設が複数ある。 ※あれば○	貸館の稼働率等を入力	建築経過年数 (R7.4.1時点)	評価結果		有効性利用度 ①	有効性利用度 ③	延床面積 (㎡)	建築経過年数 (R7.4.1時点)	評価結果		代替性民間参入 ②	効率性コスト ①	効率性コスト ②	評価結果	効率性コスト ③	評価結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
											前年度までの過去3年間の利用者数の推移はどうか。	今後の人口減少社会にあって、利用者数の見込みはどうか。			延床面積 (㎡)								施設運営に民間事業者等のノウハウの活用が期待できるか。	前年度までの過去3年間の利用者1人当たりのコストの推移はどうか。	前年度の利用者1人当たりのコストはどうか。	評価結果	前年度の収入と支出の状況から、受益者負担の割合の妥当性はどうか。 ※公の施設のみ回答	評価結果																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

周南市新南陽総合支所

施設分類別計画

令和 7 (2025) 年 3 月

新南陽総合支所 地域政策課
〒746-0034 周南市富田一丁目 1 - 1
電 話 0834-61-4215
F A X 0834-61-4242
電子メール si-chiiki@city.shunan.lg.jp